

社会福祉法人青森県共同募金会常勤役員の給与に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人青森県共同募金会（以下「県共募」という。）の常勤役員の給与に関し定めるものとする。

(給与)

第2条 常勤の役員には、報酬、通勤手当、寒冷地手当及び期末手当を支給する。

2 報酬は、月額とし、当該月額は別表1のとおりとする。

3 通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給に関しては、本会職員給与規程を準用する。ただし、期末手当の加算割合は、別表2のとおりとする。

(給与の支給方法等)

第3条 給与の支給方法、その他については、本会職員給与規程を準用する。

(退職手当)

第4条 常勤の役員が退職したときは、退職手当金を支給する。

2 退職手当金の支給については、本会職員給与規程を準用する。

(実施規定)

第5条 この規程に定めるもののほか、常勤の役員の給与の支給に関して必要な事項は、理事会・評議員会の承認を得たうえ、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。